

【事例3】 贈与税の配偶者控除の特例（暦年課税）を適用する場合

私は、夫から居住している家屋とその敷地の贈与を受けました。なお、婚姻届を提出してから20年以上経過しており、贈与を受けた家屋とその敷地に今後も居住する予定です。贈与税の配偶者控除の特例（注）を適用して申告します。

(注) 特例の概要については 59 ページを参照してください。

提出用

税務署受付用

神戸

税務署長

平成27年2月13日提出

平成26年分贈与税の申告書

FD4724

住所

〒XXXX-XXXX(電話 XXX-XXXX-XXXX)

神戸市中央区〇〇△丁目×番×号

フリガナ

※フリガナは、必ず記入してください。

ヘイモト キョウコ

氏名

丙本 京子

生年月日

318年02月20日

職業

無職

税務署整理欄 (記入しないでください。)

整理番号

申告書提出年月日

災害等延長期限

出国年月日

死亡年月日

名簿

財産

細目

コード

訂正

修正

贈与者の住所・氏名 (フリガナ)

申告者との続柄・生年月日

住所

フリガナ

氏名

生年月日

取得した財産の明細

種類

取得場所

利用区分・用途等

数量

単価

価額

財産を取得した年月日

財産の価額

住所

神戸市中央区〇〇△丁目×番×号

フリガナ

ヘイモト サブロー

氏名

丙本 三郎

夫

生年月日

明・大・昭和18年2月10日

住所

〃

フリガナ

〃

氏名

〃

〃

生年月日

明・大・昭和〃年〃月〃日

住所

〃

フリガナ

〃

氏名

〃

〃

生年月日

明・大・昭和〃年〃月〃日

取得した財産の明細

土地

宅地

自用

持分2分の1

165.00㎡

270,000

平成26年05月05日

22275000

取得した財産の明細

家屋

家屋(木・瓦・居宅)

自用家屋

124.21㎡

745,600

1.0

平成26年05月05日

745600

財産の価額の合計額 (課税価格)

配偶者控除額 (右の事実該当する場合には、...☒ 私は、今回の贈与者からの贈与について初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。(贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額) (最高2,000万円)

基礎控除額

②及び③の控除後の課税価格 (①-②-③) 【1,000円未満切捨て】

④に対する税額 (申告書第一表(控用)の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。)

外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。)

医療法人持分納税額控除額 (「医療法人持分納税額控除額の計算書(贈与税)」のBの金額又は「医療法人持分納税額控除額の計算書(贈与税)(別表)」のBの金額)

差引税額 (⑤-⑥-⑦)

①

23020600

②

20000000

③

11000000

④

19200000

⑤

19200000

⑥

〇

⑦

19200000

⑧

〇

相続時精算課税分 (「暦年課税分」のみ申告される方は、⑨及び⑩欄の記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税分」の申告をされる方は、第二表「平成 年分贈与税の申告書(相続時精算課税の計算明細書)」を作成してください。)

特定贈与者ごとの課税価格の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書(相続時精算課税の計算明細書)」の⑨の金額の合計額)

特定贈与者ごとの差引税額の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書(相続時精算課税の計算明細書)」の⑩の金額の合計額)

⑨

〇

⑩

〇

課税価格の合計額 (①+⑨)

差引税額の合計額 (納付すべき税額 (⑧+⑩) 【100円未満切捨て】

農地等納税額控除額 (「農地等の贈与税の納税額控除額の計算書」の⑨の金額)

株式等納税額控除額 (「株式等納税額控除額の計算書(贈与税)」の3の④の金額又は「株式等納税額控除額の計算書(贈与税)(別表)」の2の②の金額)

医療法人持分納税額控除額 (「医療法人持分納税額控除額の計算書(贈与税)」のAの金額又は「医療法人持分納税額控除額の計算書(贈与税)(別表)」のAの金額)

申告期限までに納付すべき税額 (⑫-⑬-⑭-⑮)

⑪

23020600

⑫

19200000

⑬

〇

⑭

〇

⑮

〇

⑯

19200000

⑰

〇

⑱

〇

この申告書が修正申告書である場合

差引税額の合計額 (納付すべき税額) の増加額 (⑫-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書(別表)」の⑫)

申告期限までに納付すべき税額の増加額 (⑯-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書(別表)」の⑯)

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

通信日付印

確認者

(資5-10-1-1-A4統一)(平26.10)

記入もれが多い箇所ですので注意してください。

□にレ印を記入します。

配偶者控除の対象となる「居住用不動産の価額」と「贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額」の合計額を記入します。

配偶者控除の金額
を記入します（左
の合計額を記入し
ますが、2,000万円
を超える場合には
2,000万円と記入
します。）。

相続時精算課税に係る贈与財産がない場合には記入する必要はありません。

平成 26 年分 贈与税の配偶者控除の特例のチェックシート

このチェックシートは、平成 26 年中に贈与を受けた財産に対して配偶者控除（2,000 万円控除）の特例を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。この回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

該当する回答を○で囲んでください。

1	贈与者はあなたの配偶者（夫又は妻）ですか。	は い	いいえ
2	婚姻の届出をした日から贈与を受けた日までの期間は 20 年以上ですか。	は い	いいえ
3	これまでに、この特例の適用を受けたことがありますか。	は い	いいえ
4	【3 で「はい」と回答した人のみ記入してください。】 前回、この特例の適用を受けたときの贈与者と今回の贈与者は同じですか。	いいえ	は い
5	贈与を受けた財産は不動産（土地等・家屋）又は金銭ですか。	は い	いいえ
6	【贈与を受けた財産のうちに不動産がある人のみ記入してください。】 その不動産は、国内にある不動産ですか。	は い	いいえ
7	【贈与を受けた財産のうちに金銭がある人のみ記入してください。】 その金銭を平成 27 年 3 月 15 日までに国内にある居住用の不動産の取得に充てますか。	は い	いいえ
8	6 又は 7 の不動産に現在居住していますか。又は平成 27 年 3 月 15 日までに居住する見込みですか。	は い	いいえ
9	今後引き続きこの不動産に居住する予定ですか。	は い	いいえ

事例 3

贈与税の配偶者控除の特例の添付書類

この贈与税の配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、贈与税の申告書等に、次の表に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

添 付 書 類	
1	受贈者の戸籍の謄本又は抄本（居住用不動産又は金銭の贈与を受けた日から 10 日を経過した日以後に作成されたものに限ります。）
2	受贈者の戸籍の附票の写し（居住用不動産又は金銭の贈与を受けた日から 10 日を経過した日以後に作成されたものに限ります。）
3	控除の対象となった居住用不動産に関する登記事項証明書
4	受贈者の住民票の写し（控除の対象となった居住用不動産を居住の用に供した日以後に作成されたものに限ります。） （注）上記 2 の戸籍の附票の写しに記載されている受贈者の住所が、贈与税の配偶者控除の特例の対象となった居住用不動産の所在場所である場合には、住民票の写しを提出する必要はありません。